

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第8号

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「給与規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給される職員)

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定めるものは、自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で給与規程第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）とする。

2 条例第8条第2号の家賃を支払っているもので企業長が定めるものは、条例第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（前項括弧書に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(権衡職員の範囲)

第3条 条例第8条第2号の権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるものは、香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第 号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同規程第5条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他企業長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第4条 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、第1号様式又は第2号様式により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第5条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定の基準)

第6条 第4条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長は、企業長が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第8条 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所長等印</div>	住 居 届（職員居住用）	香川県広域水道企業団企業長 殿	年 月 日受理		
香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程第4条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。					
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 （更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失	<input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	契約書等 証明書類 通添付	左記事実の発生年月日 年 月 日 年 月 日提出		
支給要件の喪失 00		所 属	所属名及び所属コード		
住宅の種別		職氏名	氏名及び職員番号		
支給要件の具備及び変更	住宅の種別	住宅の所在地	住宅への入居日	年 月 日	
	借家	11	契約年月日	年 月 日	
		住宅の契約面積	m ²		
	借間	12	住宅の所有者	続柄 ()	住所
			住宅の貸主	続柄 ()	住所
	賄い付下宿	13	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる (氏名 続柄) <input type="checkbox"/> いない	
家賃等			月額 (年 月 日から) 円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
家賃又は家賃相当額					
異動日付 (支給の始期、終期等)				年 月 日	
上記のとおり決定する。					
決裁					
〔記入上の注意〕 1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一についてㄥ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにㄥ印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。					

第2号様式（第4条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 所長等印 </div>	住 居 届（配偶者等居住用） 香川県広域水道企業団企業長 殿 香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程第4条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。	年 月 日受理		
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 （更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 支給要件の喪失 00		契約書等 証明書類 通添付	左記事実の発生年月日 年 月 日 年 月 日提出 所 属 所属名及び所属コード 職氏名 氏名及び職員番号	
支給要件の具備及び変更	住宅の種別	住宅の所在地	住宅への入居日	年 月 日
	借 家 11	契約年月日	年 月 日	契約期間
	借 間 12	住宅の契約面積	m ² 年 月 日から 年 月 日まで	
	借 間 13	住宅の所有者	続柄 ()	住 所
	賄い付 下宿	住宅の貸主	続柄 ()	住 所
住宅の名義上の借主		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる (氏名 続柄) <input type="checkbox"/> いない ()		
家賃等		月額 (年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
		円		家賃又は家賃相当額
〔記入上の注意〕 1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一についてㄥ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものにㄥ印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。				異動日付 (支給の始期、終期等) 年 月 日 上記のとおり決定する。 決裁